

第18回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成31年1月31日 開会

平成31年1月31日 閉会

浦幌町農業委員会

平成31年1月31日 第18回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時24分

1 出席委員

1番 伊藤光一	2番 小野木 淳	3番 香川 由
4番 石塚健一	5番 福田和己	6番 大坂 有
7番 山村幹次	8番 廣富一豊	9番 高木政志
10番 木南和徳	11番 森 秀幸	12番 石森正浩
13番 小川博幸		

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 佐藤 勇 人
農地係長 小川 裕 之
主 事 河 上 彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 議事録署名委員の指名について
日程第 3 諸般の報告について
日程第 4 報告第1号 平成30年浦幌町農地賃借料情報の提供について
日程第 5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認
について
日程第 6 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第 7 議案第3号 農地所有適格法人要件の確認について

4 議事内容 午後2時00分開会

○佐藤事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は、13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから第18回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 次に日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号11番森委員、12番石森委員を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○佐藤事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 報告第1号 平成30年浦幌町農地賃借料情報の提供について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第4、報告第1号「平成30年浦幌町農地賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤事務局長 2ページをご覧ください。報告第1号。平成30年浦幌町農地賃借料情報の提供について。農地法第52条の規定に基づき、平成30年浦幌町内の農地賃借料情報の提供について報告する。平成31年1月31日提出。浦幌町農業委員会会長。記、1、浦幌町内の農地賃借料情報、別紙による。

3ページをご覧ください。平成30年1月1日から12月31日までに締結、公告された農地の賃借における賃借料水準、10アールあたりは、地区別に表のとおりとなっております。金額は、100円未満を四捨五入し、100円単位で表示しています。また、参考までに皆さんのお手元に配付しています別表には、昨年の金額等を括弧書きし、比較できるようにお示していますので、ご参照願います。なお、このことにつきましては、来月25日発行の広報うらほろに掲載するとともに、町ホームページにも掲載して参りますので、よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 質疑が無いようですので、報告第1号は報告のとおりといたします。

●日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について

○小川議長 次に日程第5、議案第1号「農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成

立状況の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書4ページをご覧ください。議案第1号。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について。このことについて、下記のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので審議されたい。平成31年1月31日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、下記の3件であります。

議案書5ページをご覧ください。賃貸人は、北見市に住所を有する方。賃借人は、帯広市に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成27年12月21日に賃貸借されましたが、平成31年1月7日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書6ページをご覧ください。賃貸人は、オコッペに住所を有する方の相続人代表。賃借人は、帯広市に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成27年12月21日に賃貸借されましたが、平成31年1月7日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書7ページをご覧ください。賃貸人は、チブネオコッペに住所を有する方。賃借人は、帯広市に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成27年12月21日に賃貸借されましたが、平成31年1月7日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

なお、本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第6 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第6、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書8ページをご覧ください。議案第2号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成31年1月31日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の賃貸借案件2件、使用貸借案件1件でございます。

番号46番、貸主は、北見市に住所を有する方、借主は、宝町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2筆合わせまして46,274平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成31年2月1日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲、継承を受けるため、新たに賃貸借を締結するものであります。

番号47番、貸主は、オコツペに住所を有する方の相続人代表、借主は、宝町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2筆合わせまして98,360平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成31年2月1日から平成35年11月30日までの5年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため、新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲、継承を受けるため、新たに賃貸借を締結するものであります。

番号48番、貸主は、直別に住所を有する方、借主は、宝町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、16筆合わせまして、506,817平方メートルです。契約の種類は、使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、平成31年2月1日から平成41年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農業者年金基金法に定める経営移譲及び経営継承を行うため、息子と使用貸借を締結する。借主は、上記理由により、申請地を借り受けるものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書10ページから13ページに3条番号46から48までの位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の廣富委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○廣富委員 番号46番から48番につきましては、只今事務局の説明のとおり、農業者年金基金法に定める経営移譲及び経営継承を受けるため新たに賃貸借及び使用貸借を締結する内容であり、1月9日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決

定いたしました。

●日程第7 議案第3号 農地所有適格法人要件の確認について

○小川議長 次に日程第7、議案第3号「農地所有適格法人要件の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書14ページをご覧ください。議案第3号。農地所有適格法人要件の確認について。農地法第6条並びに農地法施行規則第58条の規定により提出のあった農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の確認要件について審議されたい。平成31年1月31日提出。浦幌町農業委員会会長。

農地所有適格法人は、毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3ヵ月以内に事業状況等について農地等の所在地を管轄する農業委員会に報告することが農地法第6条第1項で義務付けられており、農業委員会は、この報告に基づき、その農地所有適格法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて確認することになっております。ただいま審議いただきます農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告は、番号1番から4番の4件で、法人名、代表者、所在地、事業年度については議案に記載のとおりです。確認要件につきましては、議案書の最後のページ、15ページに説明資料がございますので、この資料に沿って説明させていただきます。

農地所有適格法人の確認要件は、会社法又は農業協同組合法に基づく法人でなければならないという法人形態要件。主たる事業が農業であるという事業要件。組合員、株主又は社員が農地法第2条第3項第2号イからチに規定される者でなければならないという構成員要件。法人の常時従事者たる構成員が理事等の過半を占めており、役員又は重要な使用人のうち1人以上がその法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事していなければならないという役員要件。以上の4要件がございます。

本議案番号1番から4番の法人につきましては、別添の第18回農業委員会総会議案説明資料1ページから8ページに掲載しております農地所有適格法人要件確認書により審査を行いましたところ、先ほどご説明しました法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件のすべてを満たしておりますので、適と判断するものです。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。以上で、本日附議された議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川議長 それでは、以上をもちまして第18回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時24分閉会